

大和市告示第80号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次の2のとおり定め、平成30年4月1日から施行する。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域等（平成12年大和市告示第77号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

大和市長 大木 哲

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域
市内全域
- 2 指定地域内の特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	55デシベル以下

備考

- 1 第1種区域から第4種区域までの区分は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域
 - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同号の規定による用途地域の定めのない地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域として定められた区域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域

2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される騒音の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。